

「インターネット取引における自主規制のあり方に関する懇談会」 の設置について

平成 26 年 6 月 17 日
日本証券業協会

1. 設置の趣旨

本協会では、平成 25 年 10 月 29 日に、高齢顧客への勧誘による販売に係る「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」等の一部改正及び「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則第 5 条の 3 の考え方」（高齢顧客への勧誘による販売に係るガイドライン）を制定し、同年 12 月 16 日より施行した。

同ガイドラインにおいて、「勧誘」を「個別商品の買い付けに関する説明」と定義していることから、そのような説明が行われないインターネット取引は同ガイドラインの対象外と整理したところである。

しかしながら、制定の過程（パブリック・コメント等）において、高齢顧客によるインターネット取引についても、その表示や運用のあり方の工夫について、検討の余地があるのではないかとの意見が複数の会員より寄せられた。

については、高齢顧客によるインターネット取引における自主規制のあり方等について検討を行うため、自主規制会議の下部機関として、「インターネット取引における自主規制のあり方に関する懇談会」（以下「懇談会」という。）を設置する。

2. 検討事項

- (1) 高齢顧客によるインターネット取引における適合性の原則の適用等について
 - ① 高齢顧客の利用を想定したインターネット取引のあり方について
 - ② インターネット取引における本人確認のあり方について
- (2) 高齢顧客のためのインターネットにおける表示や運用のあり方等について
 - ① ホームページや取引画面における表示のあり方について
 - ② コールセンターでの説明等のあり方について

本懇談会における検討の結果、上記の検討事項等について一定の方向性が示された場合は、必要に応じワーキング・グループ等において実務の検討を行うこととする。

3. 構成

- (1) 懇談会の委員は、協会員の役職員、証券市場の利用者、外部有識者 15 名程度をもって構成する。
- (2) 懇談会の委員は、自主規制会議議長が選任する。
- (3) 懇談会の座長は、委員のうちから自主規制会議議長が委嘱する。
- (4) 懇談会は、必要に応じ、オブザーバーを置くことができる。
- (5) 懇談会は、必要に応じ、ワーキング・グループを設置すること又は協会内の会議体に検討を委託することができる。
- (6) 懇談会は、その検討状況について、適宜、自主規制会議及び関係する会議体に報告する。

4. 事務の所管

本懇談会の庶務は、本協会自主規制企画部が担当する。

以 上